うに聞こえるが，納得できない。

裁判長　尋ねる側に，充分なことを求めることもある，ということを理解してほしい。

原告　私たちは安全審査に関係すること以外は聞いていない。文章の表現について，あまりこだわらないようにしてほしい。

裁判長　そのことは分るが，誤解する余地の無いようにすることも必要だと思う。

原告　裁判長は，私たちが，国はいつも何かを隠そうとしている，という不信感を持っていることを知ってほしい。原告だけでなく国にも厳密さを求めてほしい。

裁判長　公判期日外でいいから，なるべく早く，問題点をはっきりさせる書面を出してほしい。

原告　皆で検討する。

このように，裁判長の懸命の介入によってその場での結論はうやむやにされてしまった。しかし，「伊方２号炉の上空を航空機が飛行することは極めてまれであり，航空機により伊方２号炉に影響が及ぶことは考えられない」として原発の設置を許可したものの，その根拠の無いことを，国が自白したことは明白となった。住民が提起したこの飛行コースの問題は，今後の審理でも重大な争点となることであろう。

なお，国側が提出した釈明の書面では，原告らが追及していた他の三点についても，次のように答えている。

○米軍機が伊方原発及び付近上空を航行している法的根拠は――「安保条約」６条及びそれに基づく「施設及び地域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」５条である。

○伊方原発及び付近上空は，米軍機及び自衛隊機の訓練区域か――訓練区域にはなっていない。

○米軍機及び自衛隊機が伊方原発及びその上空を，通過又は訓練のため使用する時，四国電力やこれを監督する行政機関に対し連絡しているか。又，安全上の協議をしたことがあるか――被告又は四国電力において，右の点に関して連絡又は協議の申出を受けたことはない。

なお，防衛庁において，自衛隊機の乗務員に対し，①すべての原子炉施設の所在について周知徹底を図ること，②すべての原子炉施設について，その上空を避けて飛行し，やむを得ずその上空を飛行する場合においても，航空機によりこれらの施設に危険を及ぼすことのない方法で飛行するものとすること等の指導がなされている。米軍に対しても，同様の航空情報が提供されている。

会計報告（'84.8/1～9/3）

収　入	
会　費	65,000
ニュース購読料	121,000
カンパ	12,000
コピー代金	39,000
計	237,000
支　出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	1,360
郵送料	9,670
ゼロックス・リース料	14,300
計	50,330
差　引	186,670
積立金合計	1,840,255

伊方訴訟ニュース

第133号

1984年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112　口座 大阪 48780

２号炉第２０回公判（続報）

国側が安全審査の重大欠陥を自白

「米軍・自衛隊機飛行コース把握していない」

すでに「訴訟ニュース」１３１号で報告したように，さる６月２９日開かれた２号炉公判では，原告住民側は二つの書面を提出して国側を追求した。その一つは，前号に掲載したもので，伊方原発沖で環境破壊と汚染が進行している有様を，いくつかの事実をあげて示しつつ，そうしたことの原因が，原発廃水の実態に頬かむりし，その中の放射能だけを安全審査で問題にするという，住民無視のやり方にあることを指摘したものであった。

もう一つの書面は，次頁以下に掲載したもので，放射能には安全量がない，という公認の前提があるのに，国側はいつのまにか，「放射線障害を起こす恐れがない放射能の量だから大丈夫」と言いくるめようとする。そのからくりを国側の文書を引用して暴き，そうした判断基準で安全審査をごまかそうとする不当性を追求したものである。

この書面の陳述の途中で原告らは，予め法廷内に持ち込んでいた鉢植えのムラサキツユ草の数株を，裁判長の許可を得て，裁判官席の前の床の上に置いた。国側は，「検証であるのなら，その手続きを取ってほしい」と抗議したが，裁判長は「陳述に出てくるムラサキツユ草がどんなものかを原告が示し，それを裁判所が見るというだけで，ムラサキツユ草の評価に立入るわけではないから」と拒否し，熱心に鉢植えをのぞき込む。栽培している山内さんが立合い，入廷前に確認しておいた花弁の色変りを示そうとしたが，残念ながら，朝咲きの花はすでにしぼんでいて判別できなかった模様。

こうして，いつもながらの，住民の地でいく追求は終ったが，ひき続いて原告側は，当日付けで提出されていた国側の準備書面（１３）に言及した。それは原告側が前回，伊方原発上空を飛び交う米軍・自衛隊機について質問した事項への回答である。（５頁左へ）

２号炉第２１回公判
10月５日（金）午前10時より
松山地裁大法廷

ひき続き住民側が，手作りの準備書面を提出して，国側主張のごまかしを追及する。福島原発訴訟判決後の公判だけに国側と裁判所の対応が注目される。奮斗する原告らを激励する傍聴を！

2号炉訴訟

原告準備書面

（Ｓ59年6月29日提出の第2書面）

――放射線障害を起こす恐れのない安全な放射線量がわからないのに，何故放射線障害を起こす恐れがないと言えるのか――

被告は，被告準備書面４の９ページの「被曝低減対策に係る安全性の判断基準」において，原子炉施設周辺の安全性について「原子炉の平常運転に伴って，極く微量とはいえ，周辺環境に放射線物質が放出されることとなるため，原子炉施設は，周辺公衆が，これに依る被曝によって，放射線障害を起こす恐れのないようになっていることが必要である」と述べている。

つまり，原子炉は，微量（これもどの程度の量なのか不明だ）の放射線物質を放出しているが，放射線障害を起こす恐れのないようになっていればいい，ともっともらしく主張している。しかし，被告らの審査資料や答弁書，準備書面のどこにも，微量な放射線は安全であることも，放射線障害を起こす恐れのない絶対安全な放射線量というものは，どれほどなのか明示はしていない。

被告らは，微量放射線の安全量は全く示さず，その代わりに，被告準備書面の４の９ページから１１ページに於て，我が国には，昭和52年7月30日科学技術庁告示の「許容被曝線量等を定める件」（以下科学技術庁告示と呼ぶ）や昭和５０年５月１３日原子力委員会決定の「発電所軽水炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」（以下線量目標値指針と呼ぶ）があるから，これに定められた量を，放射線が越えなければいいと，主張している。その主張は，あたかも，科学技術庁告示や原子力委員会の決定事項の数値が「放射線障害を起こす恐れがないようになっている数値」のごとく述べている。しかし，科学技術庁の告示，原子力委員会の線量目標値指針で示されているこの数値には，放射線障害を起こす恐れがないという科学的根拠は，どこにも記されていない。

つまり，被告は，安全な放射線量の数値を，全く示さず，その一方で科学技術庁告示や線量目標値指針の数値を示しながら，さも，この科学技術庁告示や線量目標値指針で示された数値が，放射線障害を起こす恐れのないかのごとく述べているのである。又，あたかも行政機関の告示や一研究団体の決定事項が，放射線障害を起こす恐れのないようにできるかのごとく述べている。

たとえ，放射線障害防止について，どんなに完全な法ができても，また行政機関や企業に，放射線障害防止についての完璧な管理体制ができたとしても，放射線障害を起こさない安全な放射量がわからない限り，放射性物質が例え微量でも，原子炉から放出されている限り，放射線障害を起こす恐れのないようにすることは，不可能である。

このように，被告らの審査は，「放射線障害を起こす恐れのないようになっていることが必要である」と，自ら述べながら，次にはなんら障害を起こす恐れのない安全な量という科学的根拠は何も示さず，被告らが勝手に決めた告示や指針にそっていれば，「恐れのないようになっていることが必要である」事を満たしているかのごとく述べている。これは，明らかに問題のすりかえと，ごまかしにほかならない。それは，およそ非科学的で，手前勝手な論法で，安全審査の名に値しない。それどころか，こうした審査のやり方は，科学を冒とくすることで原子力開発そのものに対しても，犯罪的行為である。

以下，さらに項目別に問題点を明らかにし被告の詭弁に満ちた安全審査を指摘する。

(1)被告が，科学技術庁告示の拠り所にしている国際放射線防護委員会（以下，ICRPと呼ぶ）でも，放射線障害を起こす恐れのない放射線量を今だに発見していないし，明示もされていない。

被告は，被告準備書面４の１０ページから１１ページに於て，被告が示した科学技術庁告示（許容被曝線量等を定める件）の根拠として，ＩＣＲＰの公衆に対する線量限度に関する勧告を尊重したと述べている。しかし，ＩＣＲＰは，勧告の数値が，放射線障害を起こす恐れのないようになっているとは，１字も明示していない。それどころか，逆にＩＣＲＰさえも，微量な放射線でも，障害を起こす恐れがあるかもしれないとの不安をいだいているのである。

ＩＣＲＰが，例え微量な放射線であっても放射線障害を起こす恐れがある不安をもっている事は，被告自らも明らかにしている。

被告は，準備書面４の１０ページに於て，「ＩＣＲＰは，右公衆に対する線量限度を勧告するにあたっては，放射線障害については，しきい線量があるかもしれないことを認めながらも，これを積極的に肯定する知識がないので，どんなに低い線量でも障害が発生するかもしれないという慎重な仮定の下に，長年にわたるエックス線や，ラジウム線，その他の放射性物質の使用経験，人間，その他の生物の放射線障害に関する知識に照らして，身体的障害及び，遺伝的障害の発生する確率が，無視し得るほど小さい線量を，社会的に容認できる線量限度として勧告しているのである」と，長々と，ＩＣＲＰの勧告がさも万全のごとく述べているが，この回りくどく苦汁に満ちた文中には「しきい線量があるかもしれないことを認めながらも，これを積極的に肯定する知識がない」と，被告自ら，ＩＣＲＰさえも，放射線障害を起こす恐れのない安全量は皆目わかっていないことを告白している。さらに，ＩＣＲＰさえ，「どんなに低い線量でも障害が発生するかもしれないという」恐れをいだいていることを，正直に述べている。

このように，被告らが主張する原子炉から放出される放射線量が，仮りに，ＩＣＲＰの勧告に添った線量以下でおさえられたとしても，放射線障害を起こす恐れがないとは，決して言えず科学的根拠もない。

(2)原発推進を丸のみした判決と批判されたあの１号炉裁判の判決でさえも，放射線障害を起こす恐れのない安全量は，わからないといっているのである。

昭和５２年４月に本裁判所民事１部で，判決がなされた伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件裁判（以下，１号炉裁判と呼ぶ）の判決でも「人類について低線量，微量線量域における放射線被曝による影響が判明せず，しかも動植物において，低線量，微量線域における放射線被曝の影響が判明している以上，

しきい値が存在しないと考えるのが望ましい」（１号炉判決文　Cb6～１２ページ）と述べ，現状の科学では，どこにも放射線の安全量は発見されていないと，断じている。すなわち，ごく微量の放射線といえども放射線障害を起こす恐れがある，というのが裁判所の見解でもある。

(3)微量放射線でも，人体や生物に放射線障害を起こす危険性が十分にあるという研究論文や，実験結果が次々と発表されている。

１９７０年のゴフマン，タンブリン両博士の研究論文，米国科学アカデミーの電離放射線の生物効果に関する諮問委員会の報告（甲第９号証の１），日本においても埼玉大学の市川定夫教授の微量放射線のムラサキツユ草に対する遺伝子への影響の研究（甲第９号証の２），さらには原子爆弾の放射線被曝の人体への影響の見直しへの動き（甲第９号証の３）など，微量放射線が人体，あるいは生物体に，放射線障害を起こす恐れがあると述べた研究論文や実験結果は，次々と発表されている。これらの研究結果では，例えごく微量であっても放射線障害は起こると断じているか，起こる恐れのあることを明示している。逆に，放射線は「これ以下なら障害は起こらない」とする論文や実験結果は１つとして，発表されていない。

すなわち，被告らのいう「原子炉の平常運転に伴って，極く微量とはいえ周辺環境に放射線物質が放出される」（被告準備書面４の９ページ）こととなったら，周辺環境は「放射線障害を起こす恐れが十分にある」という証明が，各科学者や機関によってなされているということである。

(4)単なる一省庁である科学技術庁の告示や原子力委員会の決めた線量目標指針などが，我々国民（住民）の生命や財産にかかわる問題を勝手に決めれるとしたら，国会の立法権や憲法はなきに等しい。

政府や一省庁，一研究団体が勝手に決めた告示や指針などという種類のもので，我々住民の生命や財産に係わることが，いとも簡単に，良いとか悪いとか決められて，その通りに動かされるものだとしたら，これは我が国には法の支配が存在しているとはいえない。

科学技術庁の告示や原子力委員会の決定事項が，我々国民の生命や財産に係わることを，決める権限があるとしたら，国民の基本的人権や生存権などを決めている憲法は無に等しく，国会の立法権も飾りにすぎないといえる。もし，そうしたことが存在するとしたら，それは，法を重んじる律令国家，民主主義とは言い難く，一政府や権力機関によって支配された独立国といわねばならない。

そもそも，原子力委員会の線量目標指針なるものは，原子力開発を前提としたもので，その条文（甲第９号証の４）には，人命尊重の一文字さえ見い出すことは出来ない。おまけに，指針に反する行為があったとしても，責任を問われることもない。条文には「…に努めること」との文字が度々使われ，文字通り原子力を扱うもの同しの「努力目標」条文でしかない。こうした生命や財産・原子炉周辺環境の保護の項目さえも，一項目もない一研究団体の決定をもってして，我々住民に

「この決定を越えなくなっているから大丈夫だ」と述べるかのごとくは，全く人を馬鹿にした話で，我々は怒りに耐え難いことである。

告示や原子力委員会の決定事項をもってして，我々国民（住民）の生存権や財産の侵害に係わる問題を決めようとする安全審査は，明らかに憲法１１条，１４条，１８条，２５条，２９条さらに憲法５９条違反である。

以上，被告の「被曝低減対策に係わる安全性の判断基準」一つ取り上げてみてもいかにその審査基準が，デタラメで詭弁に満ちているか明確である。こうした被告のデタラメな基準で行なわれた安全審査は，明らかに，原子炉規制法第２４条１の４項に反しており，即刻，伊方２号炉の設置許可は取り消すべきである。

（１頁から続く）

その書面の中で国側は，「過去１５年間の，岩国を基地とした米軍機ならびに自衛隊機の飛行コースを示せ」との原告らの要求に対して，「被告は把握していない」と驚くべき回答をしていた。これをめぐって，原告，被告それに裁判長の間で，以下のような緊迫したやりとりが行われた。

原告　「把握していない」というのは納得できない。何も知らんということか。

被告　――

原告　「１５年間」ということは，安全審査の資料としても使っていなかったということになるが，そうなのか。

裁判長　論理的にはそうなるだろう。「把握していない」ということは，「一切知らない」ということだから。

原告　ということは，米軍機や自衛隊機の飛行コースは，安全審査の対象になっていなかった，と理解していいのか。

裁判長　直ちにそうとは言えないだろう。被告が「把握していない」と答えたのは，「日々実際に飛んだコース」については知らない，ということかもしれないからだ。

原告　飛行の実態を知らずに，どうして安全審査ができるのか。

裁判長　原告らが被告に問うているのは，安全審査で問題になる「飛ぶべきコース」のことだと思う。その点で，被告の釈明とかみ合っていないように思う。

原告　それなら，「図示されたコース」の資料はあるが，「個々の飛行のコース」は把握していない，と答えるべきではないのか。

原告　「把握していない」理由は何なのか。軍事秘密なのか，サボリなのか。

被告　――

原告　個々の飛行コースも，当然，記録に残されているはずで，調べる気になれば，すぐ分るだろう。そうしたこともやらなかった，あるいは，できなかったと言うのか。

被告　――

裁判長　そうした点は，被告の反論の際にどうせ問題となるだろう。

原告　何べんも言うように，私たちは，裁判を早く進めたいために，この場で国に尋ねている。簡単なことだから，「把握していない」とはどういうことで，どうしてなのかということを国に答えさせてほしい。

被告　新たに求釈明するということであれば，書面にして出してほしい。

裁判長　原告の求釈明の仕方にも不十分な点があったのだから，念のため書面を出してほしい。

原告　今の発言は，原告らに責任があるよ